

広島県あんしん賃貸支援事業実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 広島県あんしん賃貸支援事業（以下「本事業」という。）は、民間賃貸住宅の市場において、高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯及び子育て世帯（以下「高齢者等」という。）並びに賃貸人の双方の不安を解消するためのしくみを構築して民間賃貸住宅市場の環境整備を図り、高齢者等の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援することを目的とする。

(事業の内容)

第2条 前条の目的を達成するため、知事は、次の各号に掲げる事項に登録制度を設け、あんしん賃貸住宅（高齢者等を受け入れることとしている民間賃貸住宅。）の賃貸人及び入居希望者双方に対して、実施主体（県、市町、あんしん賃貸住宅協力店（本事業の趣旨に賛同し、あんしん賃貸住宅の登録の促進や当該住宅に係る仲介業務を行う事業者。以下「協力店」という。）、あんしん賃貸支援団体（本事業の趣旨に賛同し事業対象者に対して居住支援を行う民間の団体。以下「支援団体」という。）及び関係法人等。）が連携して居住支援を行なうとともに、登録情報の提供等を行なう。

- (1) あんしん賃貸住宅
- (2) 協力店
- (3) 支援団体

(事業の対象)

第3条 あんしん賃貸住宅は、次の各号に掲げる類型に該当する高齢者等のうち1以上を受け入れることとして、その類型ごとに登録されたものとする。

- (1) 高齢者世帯（単身の高齢者または高齢者がいる世帯）
- (2) 障害者世帯（単身の障害者または障害者がいる世帯）
- (3) 外国人世帯（単身の外国人または外国人がいる世帯）
- (4) 子育て世帯（次のアまたはイのいずれかに該当するもの。）
 - ア 小さい子どもがいる世帯
 - イ 一人親世帯

2 あんしん賃貸住宅で受け入れることとする高齢者等は、前項各号に掲げるものであって、家賃等を適正に支払い、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる（居宅支援を受けることによって自立することが可能となる者を含む。）が入居若しくは同居する場合の者（以下「事業対象者」という。）に限る。

3 あんしん賃貸住宅は、高齢者等以外の者が入居することを妨げない。

(県の役割)

第4条 知事は、事業対象者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、あんしん賃貸住宅、協力店及び支援団体の登録の事務を行なうとともに、各種登録情報の管理及び本事業に係る各種情報の提供を行なうほか、市町と連携して本事業の推進を図っていくこととする。

(市町の役割)

第5条 市町は、事業対象者の円滑入居と安定した賃貸借関係の構築を支援するため、本事業に

係る各種情報の提供を行なうほか、不動産関係事業者団体（（社）広島県宅地建物取引業協会、（社）全日本不動産協会広島県本部及び（社）不動産流通経営協会中・四国支部並びに（財）日本賃貸住宅管理協会広島県支部。以下「関係四団体」という。）、協力店及び支援団体並びに行政による住宅施策及び福祉施策等の連携を図り、本事業の推進を図っていくこととする。

（関係事業者団体）

第6条 関係四団体は、次の各号に掲げる事項のために必要な活動を行う。

- （1）本事業の趣旨の周知及び協力の呼びかけ
- （2）会員企業等が行なっている事業対象者への支援活動等に係る情報の収集及び提供

第2章 あんしん賃貸住宅の登録

（住宅登録の申請）

第7条 あんしん賃貸の登録を行おうとする賃貸人（賃貸人になろうとする者を含む。以下この章において同じ。）は、当該賃貸住宅を構成する建築物ごとに、様式第1号の1のあんしん賃貸住宅申請書（以下「住宅申請書」という。）を知事に提出することとする。

2 知事は、前項の申請を受けた場合、次条の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を様式第2号の広島県あんしん賃貸住宅登録簿により登録する。

- （1）賃貸人の氏名又は名称及び住所
- （2）賃貸住宅の位置、構造、階数及び建設年月
- （3）賃貸住宅の規模、戸数その他の概要
- （4）賃貸住宅のバリアフリーの状況
- （5）入居開始時期（賃貸住宅の用に供する前の物件に限る）
- （6）受け入れることとしている高齢者等の類型
- （7）連絡先
- （8）登録年月日及び登録番号

3 知事は、登録した旨を、住宅申請書に記載された申請者及び協力店に様式第3号の1及びに様式第3号の2により速やかに通知することとする。

（住宅登録の拒否）

第8条 知事は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

- （1）成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
- （2）第12条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
- （3）営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの
- （4）法人であって、その役員のうち第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、その旨を、申請者及び住宅申請書に記載された協力店に、様式第4号の1又は様式第4号の2により速やかに通知することとする。

（変更の登録）

第9条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、当該賃貸住宅の登録内容に変更が生じたときは、遅滞な

く、様式第1号の2により知事に変更登録の申請を行なうとともに、当該物件に係る協力店に変更内容を通知することとする。

- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した住宅申請書を知事に提出することによって行なうこととする。
- 3 第7条第2項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

(住宅登録事項の訂正等)

第10条 知事は、第9条第1項の規定によるあんしん賃貸住宅の変更登録の申請がなされなかったときは、様式第5号の1により賃貸人に登録内容を変更すべきことを通知する。

- 2 知事は、賃貸人が前項の規定に従わなかったときは、様式第5号の2により賃貸人に改善に必要な措置を行うべきことを勧告する。
- 3 知事は、あんしん賃貸住宅の登録内容に虚偽の事実があるとき（第12条第2項第2号に該当する場合を除く。）は、様式第6号の1により賃貸人に登録内容を訂正すべきことを通知する。
- 4 前項の規定による登録内容の訂正は、第9条の規定によるあんしん賃貸住宅の変更登録の手続きを準用する。
- 5 知事は、賃貸人が第3項の規定に従わなかったときは、様式第6号の2により賃貸人に改善に必要な措置を行うべきことを勧告する。

(あんしん賃貸住宅の賃貸人)

第11条 あんしん賃貸住宅の賃貸人は、自らが受け入れることとして登録した類型の高齢者等が当該住宅に入居を希望し、当該高齢者等が事業対象者であるときは、事業対象者であることを理由に入居を拒み、又は賃料や住宅の使用方法等の賃貸の条件を著しく不当なものとしてはならない。

- 2 賃貸人は、必要に応じて、直接若しくは協力店を通じて地方公共団体又は支援団体等の意見を聞くことができる。
- 3 賃貸人は、入居を希望する高齢者等が地方公共団体又は支援団体等の意見により事業対象者として適当でないときとされたときは、直接若しくは協力店を通じて、当該高齢者等に対し、地方公共団体への相談を勧めることができる。

(住宅登録の取消し)

第12条 知事は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が第8条第1項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

2 知事は、あんしん賃貸住宅の賃貸人が次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を取り消すこととする。

(1) 第11条の規定に違反したとき

(2) あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき

- 3 知事は、あんしん賃貸住宅の登録の内容に虚偽の事実があったとき（前項第2号に該当する場合を除く）若しくは第9条の規定による変更登録がなされなかったときは、賃貸人の訂正の意志がないことを確認したうえで、当該あんしん賃貸住宅の登録を取り消すことができる。
- 4 第8条第2項の規定は、知事が前3項の規定によると取消しをした場合に準用する。
- 5 知事は、あんしん賃貸住宅の登録を取り消したときは、様式第7号の1又は様式第7号の2により賃貸人又は協力店に通知する。

(住宅登録の消除)

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、あんしん賃貸住宅の登録を削除しなければならない。

- (1) あんしん賃貸住宅の賃貸人から登録削除の申請があったとき
- (2) 前条の規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録削除の申請は、賃貸人が知事に様式第24号の広島県あんしん賃貸支援事業に係る登録削除申請書（以下「削除申請書」という。）を提出することによって行なうこととする。

3 賃貸人は、登録削除の申請を行なったときは、直ちに当該物件に係る協力店に通知することとする。

4 知事は、第1項の規定によりあんしん賃貸住宅の登録を削除したとき（同項第1号の規定による登録削除の申請があった場合に限る。）は、様式第8号の1又は様式第8号の2により賃貸人又は協力店に通知する。

第3章 あんしん賃貸住宅協力店

（関係四団体）

第14条 関係四団体は、知事の依頼を受け、協力店の登録申請をとりまとめて知事に提出するとともに、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において知事と連携し、事業対象者の円滑入居と居住の安定の確保に協力することとする。

2 関係四団体は、協力店登録の勧誘及び地域における支援体制の構築において市町と連携し、事業対象者の円滑入居と居住の安定の確保に協力することとする。

3 前2項に規定する事項を円滑に実施するため、関係四団体及び広島県もしくは市町は、必要に応じて、協力店の登録の手続きの詳細について協定を締結することとする。

4 関係四団体及び広島県もしくは市町は、協力店の登録の手続きについて本実施要領によらない旨及びその内容を定めた協定を締結することができる。

（協力店の登録）

第15条 協力店として本事業に参加しようとする者（第23条の規定により申請する者を除く。第3項を除く本条において同じ。）は、様式第9号の1のあんしん賃貸住宅協力店登録申請書（以下この章において「協力店申請書」という。）を関係四団体を経由して、店舗ごとに、知事に提出することとする。

2 関係四団体は、協力店申請書の内容に虚偽の記載等があると認められ、又は申請者が次の各号のいずれかに該当することを確認した場合を除き、遅滞なく当該申請書を知事に提出することとする。

- (1) 宅地建物取引業法の免許を取得していないこと
- (2) 宅地建物取引業法に基づく免許取消し処分を受けていること
- (3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っていること

3 申請を受けた知事は、第16条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、様式第10号の広島県あんしん賃貸住宅協力店登録簿に登録する。

- (1) 協力店の名称及び住所
- (2) 協力店の宅地建物取引業免許証番号
- (3) 協力店が所属する関係四団体の名称
- (4) 登録年月日及び登録番号

- 4 知事は、様式第11号の1および第11号の2により登録した旨を、協力店申請書を經由した関係四団体を通じて、申請者に速やかに通知することとする。
- 5 前項の規定は、第17条第3項の規定により変更登録した場合に準用する。
- 6 協力店申請書を經由する関係四団体は、知事に対し、当該協力店申請書の内容について補足的な意見を述べることができる。

(協力店登録の拒否)

第16条 知事は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 前条第2項各号のいずれかに該当する者
 - (2) 第21条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
 - (3) その他、県又は市町が別に基準を定めたときは、その基準に合致しない者
- 2 知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、申請者及び申請書を經由した関係四団体を通じて、申請者に速やかに通知することとする。
 - 3 前項の規定による申請者又は申請書を經由した関係四団体への通知は、様式第12号の1又は様式第12号の2によるものとする。

(協力店の変更の登録)

第17条 協力店は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に変更登録の申請を行なうこととする。

- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した協力店申請書を、関係四団体を通じて知事に提出することによって、行なうこととする。
- 3 第15条第3項及び第4項の規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

(協力店の役割)

第18条 協力店は、媒介契約を締結した賃貸住宅の賃貸人に対して事業の趣旨等への理解を求め、あんしん賃貸住宅の登録促進に努めるとともに、あんしん賃貸住宅の賃貸人に対して事業対象者の円滑な入居に関する助言を行うこと等により、すべての事業対象者の入居の円滑化に努めることとする。

(協力店の業務)

- 第19条 協力店は、事業対象者から媒介の依頼を受けたときは、事業対象者であることを理由に媒介を拒否し、又は媒介の条件等を著しく不当なものとしてはならない。
- 2 協力店は、事業対象者となりうる高齢者等から媒介の依頼を受けたときは、必要に応じて地方公共団体又は支援団体等の意見を聞き、又は支援団体等の同伴を当該高齢者等に求めることができる。
 - 3 協力店は、事業対象者が賃貸住宅への入居を求めるときは、円滑な入居に関する助言等を行うとともに、あんしん賃貸住宅への入居の斡旋等を行い、必要に応じて支援団体と連携して、事業対象者が当該賃貸住宅に円滑に入居できるよう努めることとする。
 - 4 協力店は、入居を希望する高齢者等が地方公共団体又は支援団体等の意見により事業対象者として適当でないときまたは、当該高齢者等に対し、地方公共団体への相談を勧めることとする。
 - 5 協力店は、事業対象者があんしん賃貸住宅以外の賃貸住宅に入居することが可能となったとき、又は、すでに高齢者等が居住している民間賃貸住宅の賃貸人若しくは当該高齢者等から本

事業の支援を受けたい旨の申し出を受けたときは、当該民間賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう賃貸人に勧めることとする。

6 協力店は、前項の規定によるあんしん賃貸住宅の情報の入力において、虚偽の事実を入力してはならない。

(協力店登録事項の訂正等)

第20条 知事は、第17条第2項の規定によるあんしん賃貸住宅協力店の変更登録の申請がなされなかったときは、様式第13号により協力店に登録内容を変更すべきことを通知する。

2 知事は、協力店が前項の規定に従わなかったときは、様式第14号の1により協力店に改善に必要な措置を行うべきことを勧告する。

3 知事は、あんしん賃貸住宅協力店の登録内容に虚偽の事実があるとき（第21条第2項第2号に該当する場合を除く。）は、様式第14号の2により協力店に登録内容を訂正すべきことを通知する。

4 前項の規定による登録内容の訂正は、第17条の規定によるあんしん賃貸住宅協力店の変更登録の手続きを準用する。

5 知事は、協力店が第3項の規定に従わなかったときは、様式第14号の3により協力店に改善に必要な措置を行うべきことを勧告する。

(協力店登録の取消し)

第21条 知事は、協力店が第16条第1項第1号及び第3号に該当するに至ったときは、その登録を取り消すことができる。

2 知事は、協力店が次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を取り消すこととする。

(1) 第19条第1項若しくは第6項の規定に違反したとき

(2) 協力店の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるとき

3 知事は、登録された協力店の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項第2号に該当する場合を除く）若しくは第17条の規定に基づく変更登録がなされなかったときは、協力店に訂正の意志がないことを確認したうえで、協力店の登録を取り消すことができる。

4 第16条第2項の規定は、知事が前3項の規定による取消しをした場合に準用する。

5 知事は、第1項、第2項又は第3項の規定によりあんしん賃貸住宅協力店の登録を取り消したときは、様式第15号の1又は様式第15号の2により協力店又は協力店の所属する団体支部等に通知する。

(協力店登録の消除)

第22条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、協力店の登録を消除しなければならない。

(1) 協力店から登録消除の申請があったとき

(2) 前条第1項若しくは第2項又は第3項の規定により登録が取り消されたとき

2 前項第1号の登録消除の申請は、協力店が、団体支部等を経由して知事に様式第24号の消除申請書を提出することによって行うこととする。

3 知事は、第1項の規定によりあんしん賃貸住宅協力店の登録を消除したとき（同項第1号の規定による登録消除の申請があった場合に限る。）は、様式第16号の1又は様式第16号の2により協力店又は協力店の所属する関係四団体に通知する。

(関係四団体に加入していない者の協力店の登録)

第23条 関係四団体に加入していない事業者による協力店の登録の申請は、あらかじめ、申請者（一の事業者の複数の店舗が登録の申請を行おうとする場合には、それらの店舗を代表できる本社若しくは支社。以下「代表店舗」という。）が本事業に賛同し協力する旨の誓約を知事に対して行い、又は協定を広島県と締結したうえで、申請者が知事に協力店申請書を、店舗ごとに提出することによって行うこととする。

2 前項の規定により登録された協力店が変更登録若しくは登録の消除の申請を行う場合には、直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）、知事に申請し、また登録、変更登録及び登録の取消しの通知は、知事が協力店に直接（代表店舗がある場合には代表店舗を通じて）行うこととする。

（協力店の表示）

第24条 協力店は、協力店であることが判別できるものを、店舗の公衆の見やすい場所に掲示することができる。

第4章 居住支援

（市町と支援団体の協定）

第25条 支援団体として知事に登録しようとする者は、市町との間で支援内容等についての協定（以下「支援協定」という。）を締結しなければならない。

2 市町は、行政が行っている諸施策への参加実績及び本事業の趣旨との整合等を勘案したうえで、支援団体として適格であると思われる団体を選定し、支援協定を締結することとする。

3 市町及び支援団体は、支援協定において、支援しようとする事業対象者を明らかにするとともに、支援の内容を以下の各号に掲げる類型に分類したうえで明らかにすることとする。

（1）契約手続きの立会

（2）通訳派遣

（3）生活ルール・市場慣行等についての説明

（4）前三号に掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅への入居の円滑化のために行う支援

（5）入居後の電話相談

（6）トラブル等の際の対応

（7）状況観察・医療機関等との連絡等

（8）緊急時の対応

（9）前四号で掲げる支援以外で、事業対象者の民間賃貸住宅における居住の安定の確保のために行う支援

4 市町及び支援団体は、両者の合意により支援協定の解除もしくは内容の変更を行うことができる。

5 市町は、支援団体が支援協定の内容に違反して事業対象者又は賃貸人に対する支援を適切に行わないときは、支援協定を解除することとする。

6 市町は、支援団体との支援協定に変更が生じた場合もしくは支援協定を解除した場合（前項によるものを含む）には、遅滞なく知事にその旨を報告することとする。

（支援団体の登録）

第26条 支援団体として本事業に参加しようとする者は、市町と締結した支援協定の写しを添えて、様式第17号の1のあんしん賃貸支援団体登録申請書（以下「支援団体申請書」という。）

を知事に提出することとする。

- 2 申請を受けた知事は、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除き、次に掲げる事項を、様式第18号のあんしん貸貸支援団体登録簿に登録する。
 - (1) 支援団体の名称及び団体種別並びに住所
 - (2) 支援の対象者
 - (3) 支援の内容
 - (4) 登録年月日及び登録番号
- 3 知事は、支援団体申請書の内容について、当該支援団体と協定を締結した市町の意見を聞くこととする。
- 4 知事は、登録した旨を様式第19号の1により申請者に速やかに通知することとする。
- 5 知事は、あんしん貸貸支援団体の登録をしたときは、様式第19号の2により当該支援団体との協定を締結した市町長に通知する。

(支援団体登録の拒否)

第27条 知事は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるときには、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - (2) 第32条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算して1年を経過しない者
 - (3) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前二号のいずれかに該当するもの
 - (4) 法人であって、その役員のうち第一号又は第二号のいずれかに該当する者があるもの
 - (5) 支援団体で法人であるものが第32条第2項の規定により登録を取り消された場合において、その取消しの日に支援団体の役員等であった者でその取消しの日から1年を経過しないもの
- 2 知事は、前項の規定により登録の拒否をしたときは、その旨を、様式第20号の1により申請者に速やかに通知することとする。
 - 3 知事は、あんしん貸貸支援団体の登録を拒否したときは、様式第20号の2により当該支援団体との協定を締結した市町長に通知する。

(変更の登録)

第28条 支援団体は、登録内容に変更が生じたときは、遅滞なく、知事に変更登録の申請を行うこととする。

- 2 前項の規定による変更登録の申請は、変更した事項に係る部分を記載した支援団体申請書を知事に提出することによって行うこととする。
- 3 第26条第2項から第4項までの規定は、前2項による申請があった場合に準用する。

(支援団体登録事項の訂正等)

第29条 知事は、あんしん貸貸支援団体の変更登録の申請がなされなかったときは、様式第21号の1により支援団体に登録内容を変更すべきことを通知する。

- 2 知事は、支援団体が前項の規定に従わなかったときは、様式第21号の2により支援団体に改善に必要な措置を行うべきことを勧告する。
- 3 知事は、あんしん貸貸支援団体の登録内容に虚偽の事実があるとき(国を除く。)は、様式第22号の1により支援団体に登録内容を訂正すべきことを通知する。
- 4 前項の規定による登録内容の訂正は、あんしん貸貸支援団体の変更登録の手続きを準用する。

- 5 知事は、支援団体が第3項の規定に従わなかったときは、様式第21号の4により支援団体に改善に必要な措置を行うべきことを勧告する。

(支援団体の役割)

第30条 支援団体は、事業対象者及び賃貸人に対する居住支援の活動を通じて、事業対象者の入居の円滑化及び居住の安定の確保を支援することとする。

(支援団体の業務)

第31条 支援団体は、あんしん賃貸住宅に入居する事業対象者及びあんしん賃貸住宅の賃貸人に対し、市町と締結した支援協定に基づいて支援を実施することとする。

- 2 支援団体は、事業対象者の需要に適合する民間賃貸住宅があんしん賃貸住宅として登録されていないときは、協力店と連携して当該賃貸住宅の賃貸人への説明等を行い当該事業対象者の入居の円滑化に協力することとし、当該賃貸住宅への入居が可能となったときは、当該賃貸住宅をあんしん賃貸住宅として登録するよう、協力店とともに当該賃貸人に勧めることとする。
- 3 支援団体は、民間賃貸住宅への入居を希望する高齢者等が事業対象者として適当であると直ちに判断できないときは、必要に応じて専門家の意見を聞き、若しくは専門家の同伴を当該高齢者等に求めることができることとする。そのうえで、事業対象者として適当でないときとは、当該高齢者等に対し、地方公共団体への相談等を勧めることとする。
- 4 前項の規定は、協力店が第19条第2項の規定に基づき支援団体に意見を聞いたときに準用する。

(支援団体登録の取消し)

第32条 知事は、支援団体が第27条第1項第1号、第3号及び第4号のいずれかに該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない。

- 2 知事は、市町が第25条第5項の規定により支援団体との支援協定を解除したとき、若しくは、支援団体の登録の内容に虚偽の事実があり、故意又は重過失が認められるときは、その登録を取り消すこととする。
- 3 知事は、支援団体の登録内容に虚偽の事実があったとき（前項の規定に該当するものを除く）若しくは第28条の規定に基づく変更登録がなされなかったときは、支援団体に訂正の意志がないことを確認したうえで、支援団体の登録を取り消すことができる。
- 4 第31条第2項の規定は、知事が前2項の規定による取消しをした場合に準用する。
- 5 知事は、あんしん賃貸支援団体の登録を取り消したときは、様式第22号の1又は様式第22号の2により支援団体又は当該支援団体と協定を締結した市町長に通知する。

(支援団体登録の消除)

第33条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援団体の登録を消除しなければならない。

(1) 支援団体から登録消除の申請があったとき

(2) 前条第1項若しくは第2項の規定により登録が取り消されたとき

- 2 前項第1号の登録消除の申請は、支援団体が知事に様式第24号の消除申請書を提出することによって行うこととする。
- 3 知事は、第1項本文の規定によりあんしん賃貸支援団体の登録を消除したとき（同項第1号の規定による登録消除の申請があった場合に限る。）は、様式第23号の1又は様式第23号の2により支援団体又は当該支援団体と協定を締結した市町長に通知する。

第5章 情報の提供

(広島県あんしん賃貸ホームページ)

第34条 広島県は、あんしん賃貸として登録された情報のうち公開するものについて広島県ホームページに掲載することとする。

(公開情報の活用)

第35条 本事業により登録された住宅、協力店及び支援団体の状況を様式第25号により、各市町長及び知事が適当と認める関係団体に、遅滞なく提供するものとする。

(その他)

第36条 知事は、広島県あんしん賃貸支援事業に関して必要な事項を別に定めることができる。

第6章 雑則

(秘密保持義務及び個人情報の保護)

第37条 本事業の全ての実施主体（その者が法人である場合にあってはその役員。）及びその職員並びにこれらの者であった者は、本事業の実施によって知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

2 本事業の全ての実施主体は、本事業を実施するうえで、事業対象者の個人情報を用いる場合は当該事業対象者の同意を、事業対象者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

附則

(施行期日)

附則第1条 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

附則第1条 この要領は、平成23年4月1日から施行する。